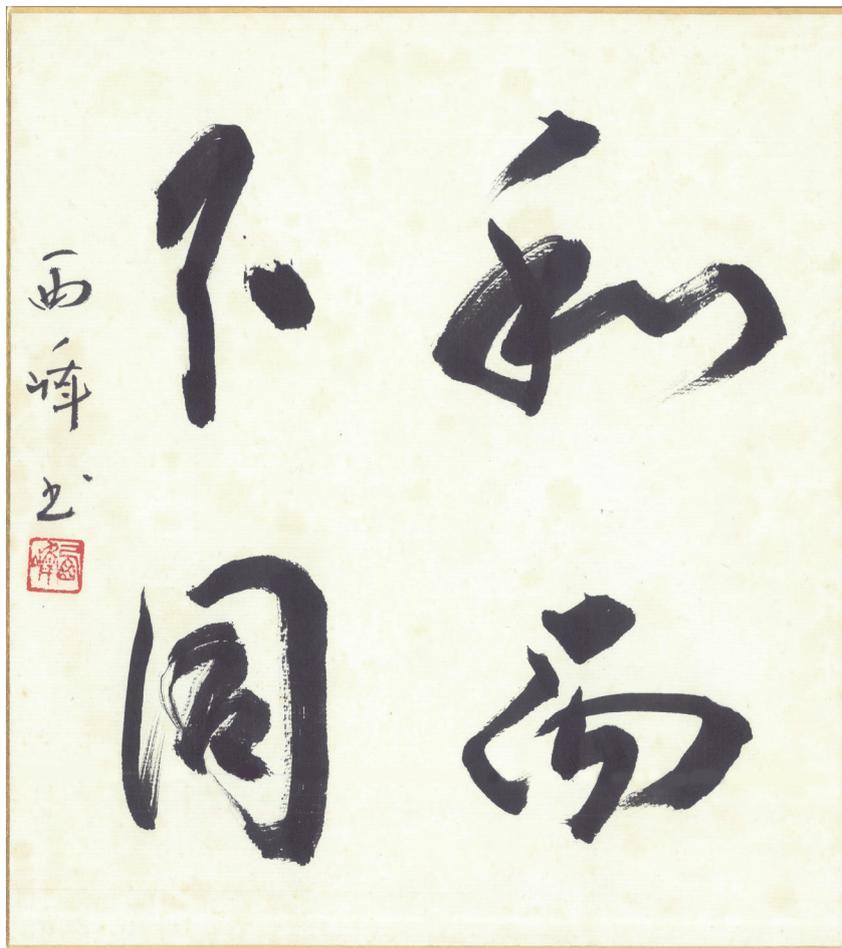


谷口總合法律事務所報



No. 52

令和5年9月

所長雑感～ ChatGPT

所長 弁護士 谷口 直大

前号を発行してから1年以上が経過してしまいました。年2回の発行を目指しておきながら、コロナを言い訳に(?)発行が遅れましたことお詫び申し上げます。

さて、約3年の長きに渡った新型コロナウイルス感染拡大による自粛生活はようやく終わりを迎え、街には外国人が溢れ、マスクをする人も少数派になってきました。

経済活動も順調なようで、日経平均株価も6月には33年ぶりに32,000円の高値をつけ、更に上昇の兆しを見せています。

社会活動が活発化し、明るい日常が戻ってくることはうれしい限りです。

ところで、この間、世間では、ChatGPTを始めとするいわゆる生成AIがにわかに着目され、話題をさらっています。

企業のみならず、自治体や学校現場でもその活用が模索されているというニュースに接すると隔世の感があります。

確かに、生成AIは(実際に使ってみたわけではないですが)、大変に便利なツールであり、あらゆる分野で業務の効率化に大きく貢献することは間違いないと思われます。我々の弁護士業界にも間違いなくその活用の場面が出てくることでしょう。

その一方で、こういった革新的な技術がリリースされるたび、私は、人間がその便利さに依存していき、その結果、肝心の人間の知的能力が鍛えられる機会を失われて減衰していつてしまうのではないかという懸念をいつももってしまいます。

携帯電話の電話帳機能に依存して電話番号を覚えなくなり、カーナビに依存して道を覚えなくなり、グーグル検索に依存して情報を覚えなくなり…。

そういったことで、知らず知らずのうちに現代人はその知的能力を減衰させられていつていてのではないか、そんな不安を常に感じています。

そして、その行き着く先に、AIと人間との関係が逆転され、AIに人間が支配されてしまうのではないかと…。

子どもの頃に見た、大鉄人ワンセブンの「ブレ

イン」や大空魔竜ガイキングの「ダリウス大帝」など、人間(又は異星人)が自ら作り出したコンピューターに逆に人間(又は異星人)が支配されるという設定がありましたが、それが現実の世界になるのではないかという危惧も大げさではないように思うのです。

事務所報No.47でも同じような思いを述べましたが(原稿を書きながらデジャヴに襲われました)、その進化のスピードは想像以上に速いようです。

どんなに便利なツールが開発され、それが進化しても、それを利用するのはあくまで人間であり、その利用の結果に責任を負うのも人間である。

この一線だけは堅守して、生成AIとの良いおつきあいを模索していきたいと考えています。

閑話休題

京都本部と鯖江支所では、事務局に、それぞれ、新戦力を迎えました。

京都本部には、今年4月に新卒の西澤亜詠さんを迎えました(本誌の自己紹介をご参照下さい)。西澤さんは、たいへん真面目でまた明るい性格で、職場に爽やかな空気をもたらしてくれています。どんどんと仕事を覚え、貴重な戦力に成長していつてくれることを期待しています。

鯖江支所には、今年8月に森夕見子さんを迎えました(自己紹介は次号を乞うご期待)。森さんは、金融機関に長年勤務された実力者であり、鯖江支所の業務の質を向上させてくれる即戦力と期待しています。

また、鯖江支所では、佐藤弁護士に待望の第一子が誕生しました(本誌の支所長便りをご参照下さい)。「1年間育児休暇をとる」と言い出さなにか心配しましたが、パパの自覚のもと、颯君のためにもますますバリバリと働いてくれるようです。

更に、事務局の見延さんにも第二子が誕生しました。私自身は、50歳を超え、いろいろな方面に衰えを感じる毎日ですが、若い人達に助けられながら、また、新しい命の成長を楽しみにしながら、ますます、頑張っていきたいと思っております。

顧問先ご紹介

株式会社グローケミカル

代表取締役 糺谷 秀樹

株式会社グローケミカルは、『人と自然に優しく』『もったいない・物を大切に』を経営理念の元、地球環境に大きく貢献する建築・土木関連商品の開発・販売を目的に設立しました。2005年8月設立以降、環境負荷の少ない材料を用い、今ある構造物等を延命させることを可能にし、数多くの既存建築構造物(揚水発電所、火力発電所、電線地下道、イベント会場)及び道路(一般道路、高速道路、橋梁)の老朽化対策に貢献しています。特約店においては、NETIS(新技術情報提供システム 国土交通省)に申請し、2022年6月に登録されました。商品価値が市場に広く認識されつつあります。今後も新たな商品を開発することで、更なる顧客満足度向上に努めていきます。

ビル・橋梁のコンクリート構造物の寿命は、一般的に新築後50年程度と言われていています。各々が経過とともに劣化(材料疲労)が進行し、メンテナンスを怠ると例えば倒壊に至ります。作り替える際には、取り壊し後の廃材、分別処理に多くの時間と費用が必要であり、資源のムダにもなります。また、橋梁においては、交通の便が悪くなり社会生活に不都合が生じます。一方、メンテナンスには、多種多様な材料があり、耐用年数を長くさせようとすると材料代が高価になります。また、多くの材料は、外観は整わせても、その内側の補修まで整っていない場合があり、材料メーカー推奨年数までに再度補修が必要となる場合が見受けられます。

当社は、設立当初から「水性エポキシ樹脂」に着目し、既存建築構造物の内部の弾性強化・劣化抑制の開発をしてきました。水性は異臭(例えば溶剤臭)が無く、柔軟性があるエポキシ樹脂を使用することで、補修作

業環境を良好にし、常に振動している躯体(ビル、橋梁)でも長きに渡り保全します。

施工例を簡単にご紹介します。コンクリート構造物、鉄筋構造物において、補修後10数年経過しても塗料の剥がれ、サビは発生しておりません。また、橋梁、高速道路路面においては、塩害劣化も発生しておりません。

品揃え商品は、次の通りです。

水性エポキシ樹脂 Terrific GC-100、GC-110、GC-500

水性アクリル樹脂 Terrific GC-13

建築用内外装材 コスモファイン シリーズ

耐火材 GC 耐火塗料、柔軟性耐火塗料

防炎剤 GC 防炎剤

現在のテーマとして、廃材再利用の際の材料開発、防炎・難燃商品の用途展開が挙げられます。

新商品開発には、経営理念にある環境に優しい材料を幅広く選択し、確実に社会貢献をしていきたいと考えております。

最新情報、商品カタログにつきましては、当社ホームページを閲覧してください。

<http://www.growchemical.net>

今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



協働研究会レポート

「協働研究会」報告

社会が複雑化・高度化し、質の高いサービスを提供するためには他の分野の専門家との提携関係が必要不可欠な時代となりました。

このような問題意識から当事務所では、平成9年6月、弁理士・公認会計士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・建築設計士等呼びかけ、「協働研究会」を発足させました。

毎月1回定例の研究会を開催し協働関係を深めております。



適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

税理士 木下 隆一

令和5年10月より消費税の仕入税額控除方式は、適格請求書等保存方式(インボイス制度)に変更になります。

I. 消費税の基本的な仕組み

消費税とは製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

事業者は、課税事業者と免税事業者が存在します。基準期間の課税売上高1,000万円を超える事業者が課税事業者で、消費税の納税義務者となります。課税事業者は、消費税の申告及び納付を行う必要があります。基準期間の課税売上高1,000万円以下の事業者は、免税事業者で消費税の納税義務が免除され納付を行う必要はありません。

基準期間とは、法人は前々事業年度、個人事業者は前々年の期間になります。免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

II. 消費税額の計算方法は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて「仕入税額控除」計算します。仕入税額控除の適用を受けるためには一定の要件を満たすことが必要です。



III. 令和5年10月より適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度が開始されます。インボイス制度は、登録を受けた事業者のみインボイス(適格請求書)の交付ができます。インボイス(適格請求書)は、レシート等、領収書、請求書や納品書その名称は問いません。

適格請求書等保存方式「記載事項」

①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号②取引年月日③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込)及び適用税率⑤税率ごとに区分した消費税額等⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称を記載する必要があります。

登録を受けた事業者には、交付する義務が生じます。また、交付した適格請求書の写しについては、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から、7年間保存する必要があります。

請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。ただし、経過措置として6年間(最初の3年間は80%、後の3年間は50%)仕入税額として控除できる期間が設けられています。

IV. 適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などを参考としていただくために、基本的な事項をまとめてみました。

①適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断

売上先が適格請求書を必要とするか検討しましょう

- 消費者、免税事業者又は簡易課税を選択している課税事業者である売上先は、適格請求書を必要としません。

登録を受けた場合・受けない場合について検討しましょう

- 登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、課税事業者として申告が必要になります。
- 登録を受けない場合、適格請求書を交付できませんが、売上先は制度開始から、6年間は一定の経過措置が適用できます(この期間の終了後は仕入税額控除ができなくなります)。

登録を受ける場合は、登録申請手続きをしましょう。

②登録を受ける場合の売手としての事前準備

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引について適格請求書の交付が求められる取引かどうか確認しましょう。
- 適格請求書は、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

交付している書類等につき、どう見直せば適格請求書となるか検討しましょう

- 適格請求書は、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合、端数処理のルールがあります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」などにより支払を受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、改めて売上先への適格請求書の交付は不要です。
- 何を適格請求書にするか、どう交付するか、システム改修等も含めて検討しましょう。

登録を受けた旨(登録番号)、何を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じて売上先に伝えて、認識を共有しましょう

適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、

複写式の控えなども認められます。

- 売上税額の計算方法は、割戻し計算と積上げ計算があります。

必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

③登録を受ける場合の買手としての事前準備

簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のために適格請求書の保存は不要です(この場合、以下の項目は検討不要)。

自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引や少額な取引も原則として適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関による取引など適格請求書の保存が不要となる特例もあります。

継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先

とも相談しましょう

- 仕入先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。

- 何が適格請求書となるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。

- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。価格の見直し等の相談を受けることもあります。

受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。

- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- 仕入税額の計算方法は、積上げ計算と割戻し計算があります。

- 適格請求書の保存が不要となる特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。



鯖江支所・支所長だより Vol. 12 ～思い新たに～

鯖江支所 支所長 弁護士 佐藤 孝一

前回の事務所報から1年以上とんとご無沙汰になっておりましたが、あいかわらず、延ばしに延ばしてもらった原稿締め切りを過ぎでの寄稿となります。

今回は2つのトピックスをお届けしたいと思います。

1. 完全復活！

「つつじマラソン」参加と鯖江の集い

当事務所では、鯖江支所開設以来、鯖江にて毎年5月に行われる「つつじマラソン」に、事務所メンバーや当事務所にゆかりのある皆様と一緒に参加しておりました。新しい事務所恒例行事として定着してきたところでしたが、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の関係で、大会中止や参加者限定措置等を受け、事務所の行事としても見送りを余儀なくされていきました。

しかし、今年はいよいよ、大会が県外の者もリアル参加できるようになり、5月14日、久方ぶりの鯖江の集いが開催されることとなりました。

今回も、「いつものメンバー」に加えて、その縁でご参加いただいた方、当事務所でのアルバイトや司法修習を経て実務家になられた皆さん、現在当事務所でお預かりしている司法修習生等実に20人以上が、鯖江に集っていただきました。

マラソンに参加したメンバーは皆無事に完走。その後の宴会も、鯖江の美酒「梵・日本の翼」とおいしいお食事で大盛り上がりでした(宴席を設えていただきました鯖江本町の「御殿當田屋」様、ありがとうございました)。

鯖江支所が主催する当事務所恒例行事が、このように復活できたことは、本当に嬉しいことです。今後も末永く、続けていきたい

と考えております。

さて、「つつじマラソンと鯖江の集い」に関する例年のご報告に比べると、今回は紙幅が少ないとお気づきの方は、この事務所報を相当読み込まれている方かと思われます。

そうです。実は、私、今回の集いには、当日参加できなかったのです。その理由は、以下でお話しします。

2. 長男誕生！パパとして、 そして鯖江支所の支所長として。。。。

本年5月22日、長男が誕生しました。

昨年に妻の妊娠がわかり、二人して大いに喜んだのもつかの間、新しく生まれてくる命のための準備に2人して取り組みました。夫婦ともに県外人で、産前産後を通じて親の力を借りることもなかなかできませんので、私の担う職責もより重大となります。

そんな中、今年の春頃には、定期検診で切迫早産「手前」とのことで自宅安静指示がなされました。動けるのは私しかなくなりました。代表初め事務所メンバーのご理解もいただき、それ以降新規受任はなるべく控え、かつ在宅ワーク中心の業務とさせていただきました。

なんとかそのまま正産期に入って早産の危険は脱したものの、その後5月初旬から「前駆陣痛」(陣痛の前段階)が始まり(予定日は5月19日)、出産時期が読めない状況になりました(この結果、5月14日に実施されたつつじマラソンも、そこで産気づいてしまうかもしれないことから、参加を見合わせるようになったのです)。この間も、事務所メンバーあるいは委員長職を預かる弁護士会民事法委員会メンバーや業務に関連する弁護士の皆さま、所属するYEGの皆さま、あるいはご

依頼のお客様に至るまでのご理解を頂き(特に、弁護士会筆頭副会長(委員会担当)神田芳和先生には、妻の了解を得て出席した民事法委員会で、即刻帰るよう、温かい言葉をかけていただき)、可能な限り妻のそばにすることができました。

そんなこんなで、5月22日、本陣痛開始から約20時間を経て、長男が誕生しました。3,400グラム余りの大物で、この世に出てくるのになかなか苦勞しました(辛い分娩を耐え抜き産んでくれた妻並には、感謝以外の言葉はありません)。

そんな長男には、「^{はやて}颯」と命名しました。皐月の新緑薫る颯のごとく、のびやかにしなやかに育てほしい、との願いからです。

いま、3人になった私たち家族の中心は、もちろん「颯」です。朝から晩まで、あるいは夜中を通じて、「颯」に容赦は無く、いわゆる「謎泣き」に奮闘しております。そんな中でも、わが子の見せる安らかでかわいい姿には、父親である私も癒されています。

今、私には息子という「守るべきもの」が新たにできました。これから先、何よりも大切にすべきものになるのだと思います。そし

てまた、この子を通じて、私も人として成長できるのかなと思うとともに、そのように成長できた自分が弁護士として、当事務所鯖江支所を預かる身として与えられた職務に邁進し、その姿をこの子に見せることが、父としての役目の一つでもあるのかな、と思い新たにしているところです。

先ほども述べた通り、まさに夫婦二人での育児生活がしばらく続く中で、事務所メンバーや周囲の皆さまには、ご理解と多大なるご協力を頂いています。そのご恩に報いれるよう、そして颯のためにも、これからも精進してまいります。



初めまして

事務局 西澤 亜詠

はじめまして。2023年4月より事務員としてお世話になっております、西澤 亜詠と申します。

出身は京都です。中学、高校と吹奏楽部に所属し、部活漬けの毎日を送っていました。中学生の時に観たドラマの影響で法律に興味を持ち、立命館大学法学部に入学し、2023年3月、卒業しました。

大学在学中は法学会学生委員会という団体に所属し、その中でも『ほうゆう』という年1回発行する雑誌に掲載する論文を執筆する部署に所属していました。具体的な仕事内容は、1回生が3人1組になって、テーマを決め、先輩にアドバイスをもらいながら1万字程度の論文を書き、その分野の専門の教授にインタビューをするというものでした。私のグループは「少年法の適用年齢は引き下げるべきか」というテーマで書いたのですが、大学1回生の頃といえばまだまだ高校生気分、完成するまでのすべての工程で苦労した覚えがあります。しかしこの約一年間の経験は、大学で学ぶとはどういうことなのかを知る非常に良い機会となりました。

大学2回生が始まる直前、コロナが流行りだしました。4月頭から始まるはずの授業は5月のゴールデンウィークが明けてからの開始となりました。春学期はほとんど大学に行くことなく、毎日自分の部屋でパソコンと向かい合っていました。楽しみにしていた大学生活の半分以上がコロナの影響を受け、想像していた大学生活とはかけ離れた4年間でした。ですが、社会人になった今振り返ってみると、不自由ながらもその時に出来る最大限のことをして、文句を言いながらも非常に楽しく充実した学生生活だったと思います。

谷口事務所の面接に伺ったのは、大学3回生の冬に、所属していた刑法ゼミの同窓会で

知り合った弁護士の先生に紹介いただいたことがきっかけです。元々、刑法ゼミに入った理由は、オンライン授業になって通学の必要がなくなり、自分の時間が増えた2回生の春学期、毎週出される刑法の授業の課題について、時間の許す限り考えているうちにどんどんその魅力にハマってしまったからでしたので、コロナで大学に行けなくなったあの時期がなければ、刑法ゼミに入ることもなく、今こうして事務所報にご挨拶を書いている自分もいなかったのかもしれないと思うと、やはり悪いことばかりではなかったなと感じています。

私が法律事務所で働きたかった理由は、法学が好きだから、卒業後なるべく法学にかかわっていたかったから、という非常に単純なものなのですが、素敵な先輩方と、学生の頃憧れたようなカッコいい弁護士の先生方のお仕事ができ、本当に毎日楽しく仕事をさせていただいています。一日でも早く、皆様のお役に立てるよう精一杯頑張りますので、これからどうぞよろしくお願いいたします。



賃金のデジタル払い

弁護士 小根山 ゆい

1. キャッシュレス決済の普及

日本は、諸外国と比較するとキャッシュレス決済の利用割合が低く、キャッシュレス後進国ともいわれていますが(2021年時点では32.5%にとどまっているとのこと)、年々増加傾向にあり、とくに、「コード決済(アプリ上や店舗に設置されたバーコードやQRコードを介して決済を行う方法)」の利用がここ数年で格段に増加しています。実際、買い物をしていると、レジカウンターにQRコードを設置しているお店をよく見かけるようになりました。スマートフォンの普及のほか、現金に触れることなく決済できるという利点から、コロナ禍においてキャッシュレス決済の利用が拡大したものと思われま

す。昨今のそのようなキャッシュレス決済の普及を踏まえ、労働基準法施行規則が改正され(令和4年厚生労働省令第158号)、令和5年4月1日以降、「賃金のデジタル払い」、すなわち、デジタルマネーで賃金を支払うことが法令上可能となりました。

2. 賃金のデジタル払いとは

本制度の正式名称は「資金移動業者の口座への賃金支払」といいます。資金移動業者とは、要するに「銀行その他の金融機関以外の者で、為替取引を業として営む者」のことで、身近な例としては、「〇〇Pay」のような送金サービスを提供している業者のことをいいます(本稿執筆時点で83業者)。使用者としては、労働者による同意があることが前提となりますが、各労働者が有する送金サービス上の口座(アカウント)に対し、直接、賃金を支払うことができるようになりました。

もっとも、賃金の支払いが確実になされるよう、賃金の支払いが許容されるのは、全

83業者ある資金移動業者のうち厚生労働大臣から指定を受けた業者(「指定資金移動業者」と呼ばれています)に限定されていますので、その点に注意が必要です。

なお、本省令改正は、あくまで賃金の支払方法の選択肢が1つ追加されたというものであり、労使双方、賃金のデジタル払いを強制できるというものではありません。労働者としては、従来どおり、現金や銀行口座への振り込みによって受け取ることも可能ですし、また、賃金の一部をデジタルマネーで受け取り、その他は銀行口座への振り込み等で受け取るというような選択をすることも可能とされています。



3. 通貨払い原則の「例外」という位置づけ

賃金に関するルールとして、労働基準法第24条第1項が、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。」旨規定しています。すなわち、法は、使用者が賃金を支払う際を守るべきルールとして、①通貨払い原則、②直接払い原則、③全額払い原則を掲げています。

このうち、通貨払い原則とは、賃金は「通貨」、要するに現金で支払わなければならない

いということを含めたものであり、これは、価格が不明瞭で換価も不便である「現物支給」を禁止する趣旨であるとされています。

他方、通貨払い原則には、例外が広く許容されており、労働基準法第24条第1項但書によりますと、①法令で別段の定めがある場合、②労働協約で別段の定めがある場合、③厚生労働省令にさだめる賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令に定めるものによる場合であれば、通貨以外の方法で支払うことも可能とされています。本稿をお読みいただいている大多数の方が、賃金を銀行振込の形で受け取っておられるのではないかと思います。これは、③に基づき、労働基準法施行規則第7条の2が別段の定めを置いているため、例外として許容されているのです。

デジタルマネーでの支払いも、一見すると通貨払い原則に抵触するものですが、本改正省令によって労働基準法施行規則第7条の2第3号が新たに追加されたため、デジタルマネーでの支払いも例外として許容されることとなりました。

4. 「指定資金移動業者」の要件

先ほど述べましたとおり、賃金の支払いが許容されるのは、全83業者ある資金移動業者のうち厚生労働大臣から指定を受けた「指定資金移動業者」に限られます。指定要件は、労働基準法施行規則第7条の2第3号イ～チまで8つ挙げられており、これらは、賃金の重要性に鑑み、賃金が確実に支払われることを担保する要件となっています。紙面の関係上、すべてを列挙することはできませんが、いくつかピックアップしますと、

- ①賃金支払にかかる口座(アカウント)の残高の上限を100万円以下に設定していること
又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること(同号イ)。
- ②破綻等によって口座(アカウント)残高の受取りが困難となったときに、労働者に残高全額を速やかに弁済することを保証する仕

組みを有していること(同号ロ)

- ③少なくとも毎月1回はATMの利用手数料等の負担なく賃金の受取りができるための措置を講じていること(同号へ)
などが要件とされています。

上記①②は、資金移動業者が破綻した場合であっても労働者が損失を被らないよう、資金保全を確実なものとするために要件化されたものです。また、上記③は、デジタルマネーの換金性を担保するものといえます。



5. 利点・注意点等

キャッシュレス決済をする場合、一般に、銀行口座から送金サービスのアカウントにチャージをし、そこから代金を決済するという手順を経る必要がありますが、アカウントへ直接給与が支払われることにより、銀行口座からチャージするという手間(ないし手数料)を省略することができます。日常的にキャッシュレス決済を利用している方にとっては、この点が最大のメリットといえるでしょう。

他方、使用者としても、これまで銀行口座へ給与を振り込む際に発生していた振込手数料を削減できるのではないかと、という点が期待されています(もっとも、資金移動業者によってはチャージ手数料が別途必要となる可能性があるため、現時点ではまだ期待レベルの話にとどまります)。

逆に、懸念点としては、資金移動業者が破産するなどして、アカウントにいらておいた

デジタルマネーが無価値になってしまうのではないか、という点があげられます。ただ、指定を受ける際に「保証制度が構築されていること」が要件とされているため、この点については、一定の手立てがとられているといえます。

6. 今後の流れ

令和5年4月1日に改正省令が施行され、資金移動業者による指定申請が開始しました。

使用者側の準備としては、行政通達により、過半数労働組合または労働者の過半数代表者との間でデジタル払いをする労働者や指定資金移動業者の範囲等について労使協定を締結するよう求められているため、この労使協定を締結する必要があります。

また、本制度は「労働者の同意があること」が大前提とされているため、各事業場において、個々の労働者に対し、本制度を説明し、十分な理解の上で同意を得る、という手続が必要となります。

7. 終わりに

改正省令自体はすでに施行されていますが、厚生労働大臣による指定には数か月かかるとされており、本稿執筆現在、指定資金移動業者として指定を受けた業者はまだありません。ですので、本制度はまだ実質的には稼働していない状況であり、これから本制度がどのように発展していくか、まだまだ未知な部分は多いといえます。ただ、本制度は労使双方にメリットが考えられるものであるため、今後の利用増加に期待したいところです。



土への執着

会長 弁護士 谷口 忠武

私は、事務所のことを、すっかり所長谷口直大に委ね、皆さんのお役に立てないでいます。お詫びいたします。

日常的には、畑仕事にかまけています。他に、頭の中を占めている事の一つは、林業のことです。いずれも、土を中核として成り立っています。私は、人間にとって一番基本的で大切な産業は、第1次産業だと確信しています。私は第1次産業大好き人間です。

私が、こんなにも土に執着する原因は、谷口家の祖先から受け継いだ血が騒いでいるからかもしれないと思っています。

父義弘の郷里は、京都府北部の丹後木津(現網野市木津)です。近くに木津温泉がありますが、片田舎の農村(木津村)でした。北の方にてくてく歩いていくと日本海の浜詰という海水浴場に行きつきます。父の里は、割合大きな農家だったようです。

谷口家の系譜についての私の知識は、終戦で朝鮮から引き揚げてくるまでのものは父から伝え聞いたもの、それ以後の分は、私自身が直接かかわったものです。

父の先々代は、谷口仁平と言い、木津村の初代村長を務めておられます。また木津村郵便局の局長にもなられました。その為、私たちは、本家のことを郵便局と言っていました。仁平さんには、なかなか男の子ができなかったため家の跡継ぎを設けるため養子をとりました。ところが、そののちに思わぬことに男の子ができました。谷口六兵衛さんです。養子さんが本家を継いで六兵衛さんは、分家しました。この六兵衛さんがわたくしたち谷口家の初代になります。木津村の3代目の村長を務めておられます。

六兵衛さんには9人の子供がありました。

六兵衛さんの家は、村の信望がとても厚かったようで長男源太が第8代目、次男卓示

が15代目、源太の子久男が第17代目の木津村長を務めました。

父は、その末っ子でした。とても六兵衛さんを尊敬しており、六兵衛さんから聞かされたという教えを私にもよく話して聞かせてくれました。私の生涯の教えとなっている二つの言葉を紹介します。

「入るを凶って出を制す。」経済・家計の要諦です。

「1引き2運3器量」慢心を戒めるものだと思います。

六兵衛さんの子供のうち、家を継いだ長男の源太さん、日下部家に養子に行った3男の菊次郎さん及び播州赤穂の清水地区で分家した数博さんの伯父さん3人が農業分野で活躍されました。

私は、この3人の活躍に大きな誇りを抱いています。

源太伯父さんは、丹後砂丘の開発を手掛けたパイオニアだったそうです。私は伯父さんの晩年にお会いしただけなので、父から聞いた知識ばかりですが、丹後木津には、立派な顕彰碑が立っています。父の子供のころには、木津の家から浜詰の海まで一面が砂丘で、視界を遮るものがなく直接海が見えたそうです。源太伯父さんは、その砂丘地帯に桃の果樹園を開いたのです。伯父さんは、桂にあった京都農林学校(現府立大学の前身)の第1期生だそうです。そこで学んだのでしょうか。早速に故郷の不毛の砂漠を作物の実る耕地に代えたのです。海岸線にまずアカシアを植え、その陰に松を植え、防風林を作るといようなことを聞いた覚えがあります。私も子供の頃に砂山の果樹園に行ったことをよく覚えています。

日下部菊次郎伯父さんも桂の京都農林学校で学ばれたのだらうと思います。伯父さんは、

丹後農事試験場の初代場長だったそうです。当時、丹後地方では、適当な栽培作物がなく、窮していたそうです。伯父さんはチューリップの球根栽培を導入して、これを盛んにされました。浜詰の農場には、大面積のチューリップ畑が広がっていました。子供のころには、シーズンになると、山陰線に、チューリップ号という名の特別列車が運行されていたのを思い出します。

後日、丹後地方の人権擁護委員野村さんと話していた時、伯父さんのチューリップ導入のことをとても感謝していたと話されました。とてもうれしかったことを思い出します。

事務所でお世話になった方へ送るお中元、お歳暮の品に長年にわたり夏はメロン、冬は長芋を利用させていただきました。これは、日下部家を継いだ孫日下部茂樹さんの作品です。

父のすぐ上に当たる数博伯父さんがどうして播州に根を下ろされたのかはわかりません。私は、小さいころ、父に播州に連れて行ってもらって果物をたっぷりごちそうになったり飼われていたヤギと遊んだことを覚えています。

数博伯父さんは、清水地方の特産となっているイチゴ栽培の先駆者でした。地域の農業のリーダーとして活躍されました。私のイチゴ栽培は、数博伯父さんの養子達士兄におしえてもらいました。

私は、畑仕事 50 年以上の経歴を誇りにしています。都会に住み弁護士としてフルに働いていた私が、こんなに長く続け、老後の生き甲斐を得ることができたのは、伯父さんたちの開拓者精神を誇りとする血が流れ続けていたからだと思います。

父も引き揚げ後の食糧難で、家の敷地内に野菜を作っていました。上手とは言えませんが、北大にあこがれたことがあると話し、北大寮歌 豊かに実れる石狩の野に…と歌っていました。父にも同じ血の騒ぐことがあったのでしょうか。

ところで、最近の日本では農業、林業といった第 1 次産業が大事に思われていません。そういった産業では、祖先から代々土地を受け継いだ人でも、専業で生活を維持することはとても困難になっています。特に、田舎の方では、顕著で、後継者を確保することができず、廃業のやむなきに至るケースが続発しています。農地や山林は収益を生むことがなく、固定資産税や、責任だけをもたらす負の遺産と考えられ、只でよいからだれかもらってくれないかと言っている人も出てきています。こんなことがこれ以上続くと、土を扱う第 1 次産業は無茶苦茶になってしまいます。いざという時になってもどうしようもなくなるのです。

いざという時がなんであるかは、容易に気が付くはずですが、食糧難です。世界の人口構造を見ると、そう遠くない未来に、食料は不足するようになると思います。日本は、食料の大部分を外国からの輸入に頼っています。これが入ってきにくくなるでしょう。日本の食料自給率を思いきり高めなければならなくなるのです。

岸田総理は、国民の命と安全を守るためにミサイルや戦闘機をアメリカから買うことばかりに熱心ですが、命を守るのは食べ物です。日本国憲法に違反して、日本を戦争のできる国に変えても、国民の命と安全を脅かすばかりです。ミサイルや戦闘機ではおなかを膨れさせません。しっかりしてくださいよ。



事務局便り 育児復帰編

事務局 藤井 凱

子供が生まれてから半年経って曜日感覚もなくなってきました。幸いにもよく寝る子でしたので昼夜逆転生活は徐々に戻ってきました。子供に一日中寄り添うことで些細な変化にたくさん気づくことができました。改めて職場の皆様には感謝しております。

子供の成長は早いもので、いつのまにか歯が生えてきました。この歯が厄介もので、気を許していると、とにかくかみかみしてくるのです。皮膚一枚だけ噛んでくる、なんて時はおっさんなのに甲高い悲鳴をあげるのです。

歯が生えたおかげで離乳食が始まりました。ホットクックという調理家電があります。加熱、かき混ぜ、無水調理、蒸し料理、低温料理ができる自動調理器です。とにかくこれに助けられました。この家電の良さの話をし始めると、原稿が足りなくなりますので割愛しますが、子育て世帯には必須アイテムと思っています。おかゆのレシピをもっと早くに知っていたら、なお良かったです。持っている方はおかゆの五분이ゆをぜひお試しください。うちでは蒸し野菜やポタージュのレシピが離乳食で大活躍しました。

柊希くんの大好きなものが増えました。スマホです。特にカメラが気に入っているようで、写真を撮ろうとするとカメラ目線でニッと笑うのです。またSiriも好きなようで、僕からスマホを奪い取っては闇雲にSiriを発動させまくっています。

柊希くんは私の潜在的な性格を受け継いでおりまして、人見知りをするのです。我々夫婦以外は抱っこをなかなかさせてくれない時期がやってきました。特に僕の父、おじいちゃんはダメなようです(先輩いわく激似なはずなのに)。

育休を1年間いただいて、常に思っていたことがあります。そうです、自分の席あるんかな問題です。入社してまだ2年も経たないうちにお休

みをいただいたものですから少し不安でした。

休みの間にちょくちょくくる連絡の一つに、新しく導入することになった業務システムの話がありました。相談や案件の管理、スケジュール、電話連絡などを関連させて管理することができるツールです。カスタマイズに特化しており、なんでもお任せくださいというのが売りだったそうなのですが、どうやらうまくいっていないということのようでした。

Z世代というと1990年半ばから2010年代生まれの世代を指すことが一般的だそうで、僕なんかは一応Z世代ということになるそうです。情報収集はインターネットから当たり前前の世代とされています。確かにGoogleマップやカーナビを使わずに目的地まで、なんて考えられません。事務所に置いてあったタウンページも何をするための本なのかよくわかりませんでした。

柊希くんは次の世代でα世代というそうです。生まれた時からスマートフォンやタブレットなどのデジタル機器が存在し、インターネットやSNSの利用は当たり前です。デジタル教育を受けやすい世代ともいえます。コロナ禍により今までは対面が当たり前だったことも、授業、テレワーク、会議、裁判、飲み会とすべてWEBでできるようになりました。むしろα世代は当たり前になるでしょう。そしてこれからは人工知能が仕事をやる社会になっていく中で、必要とされる社員になる必要があります。

僕は今年で30歳になりましたが、一応これでもフレッシュを売りにした若手でございますので、復帰後は無事にこの業務システムの担当に選んでいただけましたが、気を許すわけにはいきません。常に新しいことにチャレンジして新時代に乗り遅れないように精一杯努力します。

編集後記

ご多用中にもかかわらず今回原稿をお寄せいただきました株式会社グローケミカル代表取締役 梶谷秀樹様、税理士木下隆一先生、本当にありがとうございました。

巷で話題の ChatGPT とは、「高度な AI 技術によって、人間のように自然な会話ができる AI チャットサービスです。基となる情報は過去にインターネット上に存在した情報であること、さらに事実かどうかよりも単語の出現頻度や相互関係を考慮して文章を作成することなどから、正確ではない回答を返す可能性があります。」とあります。やはり、人間が主役となって正しく使いこなすことが必要不可欠なのです。

依頼者の声に耳を傾け、お気持ちに寄り添い、AI だけではできない正しい情報判断を的確に出来るよう日々研鑽してまいりますので、谷口総合法律事務所をどうぞよろしく願いいたします。

表紙絵紹介

「和而不同」

「和して同ぜず」の語は、論語子路編に出てくる「君子は、和して同ぜず、小人は、同じて和せず」の一節です。

事務所創設者である亡父谷口義弘が、座右の銘としていた言葉です。書は亡母谷口久枝の手になるものです。

弁護士が、時流に流されることなく、正しい判断をするために、なくてはならない心構えだと思います。

谷口 忠武



谷口総合法律事務所報 52 号 令和 5 年 9 月

発行 谷口総合法律事務所

京都市中京区中町通夷川上ル鉾田町 288

TEL 075-241-0935 FAX 075-241-2735

<https://www.taniguchi-lo.jp>

弁護士 谷口 忠武 弁護士 谷口 直大

弁護士 橋本弥江子 弁護士 小根山ゆい

弁護士 松本 信弘

事務局 内田 恵 羽田 祐子 照田 久実

藤井 凱 西澤 亜詠

谷口総合法律事務所 鯖江支所

福井県鯖江市本町 1 丁目 1-9 煙安ビル 2 階

TEL 0778-51-7676 FAX 0778-51-7677

弁護士 佐藤 孝一 弁護士 千葉真貴子

事務局 見延 遥加 森 夕見子